

八瀬赦免地踊 — 霊をまつる燈籠と踊り —

福持 昌之

1. はじめに

京都市左京区八瀬の八瀬天満宮社の本殿に並んで秋元社が鎮座しており¹⁾、毎年10月第2日曜日には秋元祭が行われている。午前中に湯立神楽を伴う祭典が行われ、夜に仮屋と呼ばれる舞台とその前庭で、赦免地踊が奉納される。19時、切紙細工を施した燈籠を女装した少年（燈籠着）が被り、4つの花宿から門口（左京区役所八瀬出張所前）に集まる。踊り子の少女、新発意、音頭取らと行列を組み、出立の儀礼の後、秋元神社に向かう。道歌で燈籠が練り込み、少女の踊り（汐汲踊、花摘踊）や俄狂言をはさんだ後、狩場踊で燈籠が境内を去る²⁾。

近年は少女による可憐な潮汲踊、花摘踊が人気であるが、その本質は、女装の男子が蠟燭の炎が揺れる切子燈籠を頭に載せ、音頭衆の歌声にあわせて櫓の周りを巡る燈籠踊である。また、「三番叟³⁾」に始まり、燈籠踊の前後には俄狂言など余興を挟むという点は、能の上演形態にも似通っており、神社での芸能奉納の古態を伝えているとも考えられている。昭和27年（1952）、「八瀬赦免地踊」は、文化財保護委員会により助成の措置を講ずべき無形文化財⁴⁾に選定され⁴⁾、その後、昭和58年（1983）に

京都市の無形民俗文化財に登録された⁵⁾。

赦免地踊の由来は、宝永4年（1707）に起こった山門との山堺相論の際、老中秋元但馬守喬知（1649-1714）が八瀬村に有利な裁定を行ったことから、この秋元但馬守を祭神とする祠を建て、祭りを行ったとされている。

本稿では、赦免地踊に関する言説を整理し、その文化財的価値について再確認するとともに、近世の燈籠と踊りの様相をたどり、赦免地踊に燈籠踊が取り入れられた背景をさぐることを目的とする。

2. 八瀬赦免地踊の歴史

ここでは、八瀬赦免地踊について記された資料を時代順に追いながら、研究者の評価や地元の意識について整理する。

（1）明治・大正期の記録

管見の限り八瀬赦免地踊に関する近世期の資料はみあたらない⁶⁾。最も古い紹介は、明治19・20年（1886-1887）の京都府町村沿革調のうち「沿革取調書／愛宕郡八瀬村」に記載されている下記の記述と思われる。

町村休日

毎年八月十六日後醍醐天皇様御縁日ニ

当ルト唱氏神様へ朝総参り休日ナリ
六月十四日武州河越城主秋元但馬守様
ノ御縁日ニテ休日ナリ
應円満院様九月十四日休日
文正院様十月十四日休日
右何レモ毎月朝齋戒ナリ
外二三月十日男女共若連中丈ケ友朋ノ
組宿ヲ設ケ休日スルナリ
右ハ往古ヨリ今ニ不變ルナリ

休日遊

八月十六日ハ餅ヲ搗キ

九月十一日ハ綸旨祭ト唱ヘ切紙燈籠ヲ
拵ヘ綸旨宮ヘ備ヘ踊リヲナス（是ハ始
メニ租
税ヲ免セラレ）
タルトカ唱フ）

其他七月ハ盆踊リ

氏神祭礼ハ競馬ス

綸旨休ミハ只休スノミ （下線筆者）

ここから、6月14日が秋元但馬守の縁日
であるとしつつ、9月11日に綸旨祭として
切紙燈籠を作って綸旨宮に奉納し、踊りを
していることがわかる。しかし、それら日
程が決定された理由は、詳らかではない⁷⁾。

明治44年（1910）の『京都府愛宕郡村
志』（京都府愛宕郡）の八瀬村の節に、「山
門結界訴訟并秋元神社」の項があり、訴訟
に際して八瀬に足を運んでくれた秋元但馬
守への報恩感謝の意から秋元大明神を祀っ
て祭りを行っていること、「八瀬躍の事」の
項目があり、9月から10月に日程が変わっ
たことがわかる。また、燈籠を頭に載せた
踊りであることや、女装すること、音頭の
曲目については、ここで初めて知れる。

〔山門結界訴訟并秋元神社〕

同年（宝永6）七月老中秋元但馬守八
瀬山巡見の事あり随従哀訴愈らす八月

又江戸に上り嘆願すれども沙汰なし
（中略）八瀬村一同は生計を立つる事
を得る舊時の如きを得たり之に依て秋
元氏の實見の恩に感じ其靈社を氏神社
内に立て秋元大明神と稱し毎年十月十
一日其祭事を行ひ今に至りて絶えずと
云ふ

〔八瀬躍の事〕

毎年十月十一日の夜八人を一隊となし
女官の用ひし上衣を着し各切子燈籠を
頭に戴き大蠟燭を點し氏神境内に於て
鼓を打て踊を奏す神社には百燈を點し
各戸に大提灯を掲げ篝を焚く其式最盛
んなり其謠物の曲は左の如し

道歌、花積踊、津島踊、家方踊、茶
摘踊、白糸、御所踊、忍踊、獵場踊

此歌醇敦撲觀風の資と爲すへき者あり

これらの具体的な歌詞については、大正
4年（1915）に高野斑山・竹野紫葉編の
『俚謡集拾遺』（六合館）で初めて紹介され
る。そこでは、「綸子祭燈籠踊の歌」として
「道うた」「花つみをどり」の2曲が紹介さ
れた。なお、高野斑山とは、国文学者の高
野辰之のことである。

（2）昭和初期の記録

その後、昭和5年（1930）の『民俗藝
術』3巻11号に、八瀬村役場の執筆による
「赦免地踊—京都府愛宕郡八瀬村—」が掲
載された。これは、同年11月3日の明治神
宮の遷座10周年記念大祭に奉納された
「神事舞解説」の特集号であった。

「赦免地踊の由来」の節では、秋元但馬守
の八瀬巡見が7月4日であったこと、裁定
後に村人が江戸に下ったところ、数年前に

逝去していたことが記されている。「赦免地踊」の節では、八瀬村の4か町から燈籠が2個ずつ出ること、燈籠製作に約20日かかること、十人頭が四度の使をもって出発すること、一定の場所（門口のことか）で十人頭の検査を受けること、燈籠（女装した青年）には年長の青年が警固としてつくことなどが記されている。

此の十月十一日は、晝は御湯、御神楽の式があり、午後四時頃より八瀬村四ヶ町で、燈籠に灯を入れる。燈籠は各町より二個づゝ出て、二十日前より製作した紙細工を燈籠に張りつけ、その他の装飾をも施し、二百目蠟燭を用ひる。十人頭といふ役人、四度の使を以て出発の合圖をし、最後の合圖を待て出るのが、例年、時刻は二更を過ぎ三更に近い。

各町内の燈籠は氏神の境内に集つて練り歩き、やがて一定の場所に至つて十人頭の検査を受け、徐々に神社の前に参列する。燈籠は女装した青年が頭上に頂くので、その後に警固と呼ぶ年長の青年がつき添ふのである。

踊子は十二三歳の娘、十人ばかり、その衣裳は友染模様の下着、緋縮緬の裃袴、六寸の平帯を前で蝶形に結び、白と淡紅色のひきしごきを前横に垂らして結ぶ。水色の手甲、白足袋、白脚絆、赤い紐の武者草鞋、花笠を冠る。そして踊に依て持物が變る。

舞臺は秋元神社の前脇にあり、地上よりの高さ三尺、間口六間、奥行三間、屋根も柱もある。板敷の上で踊るので、太鼓の拍子につれて音頭取が音頭

を歌ひ、歌が一曲終ると燈籠も踊子も一度休息所へ下る。すると、新發意衆が出て一座の藝をして退くと、改めて踊子と燈籠と出て次の曲を踊り、順逆三回四回と数を重ねて、夜も三更を過ぎると祭は終るのである。

ここでは、燈籠を被った女装の青年と、12～13歳の少女の踊り子は、ともに（同時にとは書いていないが）舞台上上って踊るとあり、踊りは複数回（順回りと逆回りを合わせて3～4回か）あって、その合間に新發意衆が芸をするとある。しかし、これは文字通りに理解することを躊躇する。

歌詞については、八瀬村役場よりの報告によるとする「道歌」「汐汲踊」「花摘踊」「津島踊」「屋形踊」「狩場踊」のほか、八瀬村の竹林岩松からの報告による追加分として「道歌」「汐汲踊」「花摘踊」「津島踊」「家形踊」「御所の踊」「白糸」「茶摘踊」「忍踊」「狩場踊」が紹介されている。また、コメントに次のような一文があることから、八瀬赦免地踊の解説記事は、八瀬村役場から完全原稿で提出されたものではないと考えられ得る。実際に八瀬赦免地踊を見ていない編集者小寺融吉が整えた部分が相当あり、そのための誤認もあったのではないだろうか。

また八瀬村役場から今回報告した文中には、綸子祭燈籠踊といふ言葉がない。いづれ出演者の上京を待って、くはしい話を聞き後で雑誌に書くつもりである。（K生）

もう一点、注意したいことは、この時点では、燈籠着よりもむしろ少女の踊りを前面に出していることである。「赦免地踊 出

演者」の項に、踊子として女性10名、音頭取として男性10名、警固として男性5名の名前は逐次掲載されているが、燈籠被り（燈籠着のことか）4名、足輕（現在の配役は不明）2名は「姓名不詳」とある。掲載順も年若い少女が先であり、そのような意図を感じさせる。

『民俗藝術』とほぼ同じ頃の資料として、昭和10年（1935）歌人の小埴徳子『山居』（人文書院）に掲載された「八瀬赦免地祭を見る」がある⁸⁾。燈籠の欄間、大間、小間といった部分に、鳥や獣の精緻な透かし彫を施すこと、少女の踊り子の詳細な装束解説、音頭の座に花傘のあること、石段を昇りきると大音声で挨拶（三番叟のことか）があること、燈籠を被った青年は「姫」と呼ばれており、少女の踊りの「踊子」とは区別していることは、特筆すべきであろう。（小埴による使い分けの可能性もある）。

[踊子と姫の様子]

踊子は、その繪燈籠をかつぐ姫姿の若衆八人と、稚兒姿の少女十人。それらが宮へのぼるまでに、一と先、街道の廣場に集り、其所で列を調べ、音頭に從ひ、練つて行くのださうである。

[踊子の風俗]

緋の振袖の裃襦を据短かにしごきでからげ、五寸程の帯を前で吉彌に結んでゐる。その帯のしごきと裃襦をからげたしごきとが、さながら帯の飾りの様に大きく前の兩方に垂れてゐる。

髪は下げ髪にタケナガを結び、花笠をかぶり、手には水あさぎの小手（手甲の事）足は白足袋白はゞお（脚絆の

事）紅緒の武者草鞋。風俗についての文献は無いさうだが、恐らく往時の旅装から來たものであらう。

[舞台と音頭の座]

境内は石段の上端から北に向つてひろがつてをりその北端に今宵の舞臺が組まれて、その前面、即ち觀衆の眞中に大花傘を高く音頭の座が調べられてあつた。

[踊りの構成]

燈籠姫の列が昔頭に連れて石段を昇り切ると、上方から、ようござった、ようござったお姫達……云々と、大音声で迎への挨拶がある。

それから、音頭取は座にのぼり、お姫達は大きく圓を畫いてその周圍をぐるぐる廻る。

やがて舞臺の幕が開く。最初に狂言。

踊りは、汐汲み、花摘み、館。その間々に狂言、素人芝居がある。だがお姫達は幕が閉ぢた時丈初と同じ場所を、只ぐるぐる廻る丈であつて、踊子は稚兒ばかりである。

お姫達の服装は、白麻に御所時模様を刺繍した振袖に、赤いしごきを前結びにして、例の燈籠をかつくといふよりはかぶつてゐるので顔は全く見えない。そして群衆の中を廻るので燈籠丈が人々の頭上を廻つてゐる様に見える。

十二時を過ぎると見物は追々減り始める。遙か下方の街道では迎への自動車のサイレンがせはしく、けたゝましい。

私達は二時頃歸路についた。
祭は夜明まで續くのさうである。

(3) 昭和5年の振付の追加

昭和28年(1953),『京都郷土藝能誌』(京都市役所)に、井上頼壽が「赦免地踊」の原稿を寄せている。それによれば、八瀬赦免地踊には昭和5年の明治神宮での奉納以外にも、大正から昭和にかけて数度の天覧や公開公演があったことがわかる⁹⁾。

踊は素朴にして優雅。東京へも屢演じに行つた。大正五年五月東京大宮御所に演じ皇太后陛下に御聞かせした。昭和五年十一月三日には明治神宮の神事舞奉納に参加した。同八年十一月廿五日、京都放送局から放送。同十二年六月十七日皇太后陛下関西行啓に際し仙洞御所で演じた。同十七年四月三日京大の録音に収めた。同廿七年十月五日円山音楽堂に於いて無形文化財の発表会に参加…等である。

また、少女の踊りについて、昭和5年の明治神宮での奉納の際に復興したものであることも言及している¹⁰⁾。

踊り子…十人許り。十二三歳の少女。小学校の六年の女子が一年間奉仕する習いである。踊り子は昭和五年に明治神宮へ奉納するに際し復興した。頂上に菊の造花を附けた花笠をかぶり、赤の縮緬の着物を着け、裾を旅からげにする。帯の結び方は吉弥と呼び、前結びとする。其の上にはしごきを結ぶ。ひわ色の手甲に前で合わす白色のはばき。白足袋の上に『うちかけ』を附け草履を穿く。採り物は踊によつ

て遣い、花籠(花摘み)手拭(津島)や団扇(屋形)の類である。

(下線筆者)

昭和39年(1964)10月に八瀬を訪れた本田安次は、聞き取り調査によって芸態の変遷に言及している。

燈籠踊は、今の七十、八十の故老たちが覚えてゐる限り燈籠と音頭の歌のみで、少女達の踊りはなかつたといふ。しかし、以前の人たちは、やはりもと踊りがあつたことを語ってはゐたといふ。昭和五年、この踊りが明治神宮遷座十周年記念大祭に、奉納踊の一つとして東京に招ばれたとき、その頃遊園地に来てゐた祇園の老妓某に振をつけてもらつた。それが今日までつゞいてゐるのである。

その時振をつけてもらつたのは、鹽汲踊、花摘踊、茶摘踊、及び津島踊(手拭を持つ)、屋形踊(団扇を持つ)等であつた。後の二つは、今振は絶えてゐる。

本田は振付は「祇園の老妓某」としているが、昭和41年(1966)の日本放送協会編『日本民謡大観(近畿篇)』(日本放送出版協会)によれば、京舞井上流の松本佐多(1873-1955)であると記している¹¹⁾。

そして神社に到着してから華やかな十人の少女の踊が始まるが、踊には「汐汲踊」「花摘踊」「津島踊」「屋形踊」「狩場踊」の五番があり、外に踊の伴わぬ唄に「茶摘踊」「御所の踊」「白糸踊」「忍び踊」の四番があるが、これも勿論元は踊があつたものだろう。なお現在の踊の手振りは京舞の井上(松本)さ

だの考案のものという。（下線筆者）

祇園甲部の芸妓であった松本佐多は、三世井上八千代に師事し、35歳で名取となったのち、井上流の存続に尽くした人物である。八瀬の振り付けをした頃は、芸妓は廃業し、お茶屋を営んでいた。

（4）井上頼壽の由緒と芸態のまとめ

先述の井上頼壽が「赦免地踊」（『京都郷土藝能誌』京都市役所、1953）では、由緒と芸態について、ほぼ完成された内容となっている。また、「秋元神社祭礼（秋祭）」として当日の次第を整理しており参考になる。

由緒については、秋元但馬守との関係がより詳しく記されている。秋元但馬守は皇室を大切にした人物で、宝永5年（1708）3月に御所が炎上した際、造営奉行の任に当たり、檜材20万本を献納するなど、皇室に尽した人物だという。そして、赦免地踊の切子燈籠は、但馬守の遺徳を偲ぶためのものであるとしている。

村人一同打喜び挙つて江戸に下り但馬守に逢つて謝意を心より述べようと訪ねたととて、但馬守はすでになくなつたと聞き茫然として爲す処を知らなかつた。童子達は再び八瀬に引返し但馬守を祭神として秋元神社を氏神の境内に建てた。そして九月十一日（現今新暦十月十一日）の祭礼の夜分、切子燈籠の形を作って女装の青年が頭に戴き切々たる哀調を籠めた唄を謡つて一夜中祭り明かし、赦免地の謝意を表した。そして但馬守の遺徳を偲ぶのである。

芸態については、町の組織（童子会）と結び付けて、赦免地踊の役割を説明している点は、井上らしい切り口である。また、4か町についても説明している。

〔童子会〕

赦免地踊は、童子会、即ち古くからの土着の人々の行事である。八瀬の住人の内、年齢順に上三十六人を『おとな』と呼び、その内の上十八人を『かみおとな』下十八人を『しもおとな』と言う。其の次に『十人士』（一名十人頭）と称する組が有り十人である。此の十人が赦免地踊に関する指導及び監督をする。十人士の上一人を『かしら』十人目を『しんか』と言う。『しんか』は新加と書き無給の小使役である。

十人士の次には『こぐち』（小口）四人が年長順に当り、燈籠の世話をする。

〔4か町〕

明治迄は八瀬の地は四カ町からなり川を以つて東西に分けた。

西…西陣町
東…稲小出町、久保町、南出町

各町から燈籠一対宛を出したが、近年は西を近術町、東を秋元町と改称大別し、両町から二対宛即ち八箇を出す事となつた。

井上は、燈籠着の装束である刺繍の着物が、御所の女官から拝領したものであるという由緒を紹介している。

燈籠着…十五歳か十六歳位の男子八人。長男を選ぶ。白色の絹又は麻の地に縫いの有る着物を着る。江戸時代に八瀬村が御所勤めをしていた時、女官

より賜わったものである。桜様は唐草、花、御所車などがある。とき色の帯を後にしめる。其の帯の上に縮緬の色帯を二つ締め脇結びとする。燈籠は四力町から一対宛即ち八箇出る風習で、赤紙に緻密な透し彫の絵模様（武者絵や猿など）を施し白の地紙に貼ったものである。燈籠を作るのは彫人十六人と、製作の責任者小口が一人とである。燈籠に部分名があつてそれぞれを彫る人に決りがある。

また、豊年の年には、京や大阪から役者を呼んで稽古をつけてもらい、京の貸衣装を借りて歌舞伎を演じたという。夕方になると燈籠の宿に十人頭の使いの者（しんか）がやってくる儀式、行列が石段を昇って溝を越える時に新発意が挨拶を述べることで、舞台上で酒を飲む役と飲ませる役に分かれて盃事をおこなう三番叟があることなどが紹介されている。

音頭については、詞章を掲載しているほか、「白糸」「道歌」は四拍子、「潮汲」は六拍子と八拍子、「御所の踊」は八拍子など、例を挙げ、拍子が違うことを指摘している。

ただ、井上は女装の青年である燈籠着と、少女の踊り子を区別しているものの、次第の説明のなかでは、やや混同がみられる。

石段を昇ると、踊り子は脇から楽屋に入るが、「踊り子が一踊をすますと、芝居が行われ三番叟の新発意が出る」というのは、楽屋に入った踊り子ではなく、石段を昇って来た燈籠着が、そのまま音頭の座の周囲を廻ることを指しているのだろう。井上は

燈籠着による踊りについて、「踊はその下（音頭の屋形の下）を廻る」と説明していることから、燈籠着も広い意味で踊り子ではある。その後、芝居の後で三番叟（盃事）が行われるのではなく、盃事（三番叟）が芝居風であるということであろう。

それを合図に道歌が初まる。音頭が初めて行われるのである。それに連れて燈籠が上る。踊り子は脇に進んで楽屋に入る。

神主は一名神殿という。淨衣姿で社に参り、人々に焼松茸を肴に酒を薦める。

踊り子が一踊をすますと、芝居が行われ三番叟役の新発意が出る。酒を飲ます役と受ける役とが現われ盃事を行なう。

『のうのう新発意衆、村に持ち合わせの御酒がござる。酒は千石も又万々石も有る程に御ゆるりと召さっしゃれ』

『有難う御座ります』

以上がすむと芝居が行われる。芝居は四幕、その間に音頭が行われる。音頭は屋形を組み音頭取が上に登り大鼓も叩かれる。踊はその下を廻るのである。そして一夜を通して里人が踊を楽しむ遺徳を慕うのである。

（下線筆者）

（5）本田安次による赦免地踊の評価

昭和28年の井上頼壽による八瀬赦免地踊りの解説は、その要素をくまなく紹介したものであるとして完成度が高く、また、門口から境内に入る道中の儀礼、境内に入って舞

台で行われる三番叟という盃事、音頭と踊（音頭は座に上がり、燈籠がその周りを回る）と、舞台での芝居（かつて豊年の年には地元有志が歌舞伎を演じた）が交互に行われることが示された。

昭和37年（1962）に調査した本田安次は、音頭に合わせた燈籠踊が赦免地踊の軸であって、少女の踊りは燈籠踊の合間に演じられる芝居と同列であることを理解している。そして、そのような番組構成、すなわち風流踊と風流踊の間に俄芝居を組み込むことが、祭りにおける芸能の古い形式をとどめていると評価した。

[境内に入ってすぐの燈籠踊]

境内、假屋の前に、一間四方の手摺のある櫓が立つ。柱は紅白の布で巻く。その天井中央にかへでの青葉で美しく飾った傘が下る。櫓のまはりに紅提燈、太鼓と音頭とがこの櫓に上る。燈籠は櫓の前で左右に分れてこの櫓のまはりをまはり、正面で入れちがつて更にまはる。このとき道歌の

へ廻れ廻れ くるりと廻れ

十五夜の月の輪の如く

の歌がうたはれる。かうして歌一ぱい、三まはりもまはると、假屋前に一列に並び、お宮に近い崖際に設けられた臺の方に退いて、その上に燈籠を置いて休む。踊子たちは、このまはりには加はらず、先に、假屋の樂屋の方に行って休む。

[少女の踊]

次に再び、「さらば音頭取衆、例年の通り云々」の言葉がかゝり、音頭がはじまると、幕があき、小原女の仕

度で踊子たちが手籠を持ち、花道から出る。「茶摘踊」である。同じく舞臺に一列になり、茶を摘み入れる振、籠を置いて手桶にもなる。振付があまりよくない。所作事風の振も入る。

[評価]

風流踊の間々に俄を演ずることは、やはり古い仕来りによつたものと思ふ。「新発意」の名称も、役も残つてゐる。又、歌舞伎のはやつた頃は、京都から玄人を頼んできて、稽古をつけてもらひ、花々しく演じたこともあつた。しかしこれは、言はゞ俄が形を変へたものである。

このような評価は、昭和50年（1975）の京都府教育委員会編『京都の民俗芸能』（京都府教育委員会）に掲載された「八瀬赦免地踊」にも通底している様子である。ただ、ここではさらに、傘の下で音頭衆が音頭をとる形態が、風流踊の流行のあとに取り入れられた道念節や紅葉音頭の影響であろうと指摘している。

踊り場に練り込む入端にはじまり、数番の踊りをみせてのち、出端の曲で退場するのが風流踊の形式とされるが、踊り場から踊り場へ踊つては移動してゆく往時の面影がそこによくかがわれるのである。もと「どうねん」「てっせん」「もみじ」という節もあったという。これは大原に伝わる八朔踊などと同じもので、風流踊の波がひいたあとにひろがった盆踊であった。燈籠のまわりの中に立つ櫓はおそらくこの盆踊にともなったものであろう。古風な盆踊にはいまでも傘のもとで音頭

をとる姿がひろく認められるが、この櫓の天井にはかへでの青葉で飾られた傘が下げられているのである。

昭和54年（1979）の『京都市の地名』（平凡社）の「秋元神社」の項では、「中世の風流踊に念仏踊系統の灯籠が加わった踊として名高い」と評されている。

（6）地元の意識とのズレ

現在、八瀬赦免地踊がさまざまなメディアで紹介される際、少女の踊りの画像（映像）が使用されることが多い。闇の中にほんのり灯る和蝋燭が揺れる燈籠は、カメラにとって光量不足で苦手な素材である。一方、少女の踊りは、可憐な少女の華やかな衣装が、舞台の照明で浮き彫りにされ、カメラ映えする。それだけに、赦免地踊の本質が燈籠踊であることは、繰り返し強調しなければならない。

昭和52年（1977）『八瀬校百年史』（八瀬小学校創立百周年記念事業実行委員会）の「秋元神社」の項に、次のように赦免地踊が紹介されている。

毎年十月十一日を例祭日（現在は十日）として赦免地踊（燈籠踊）ともいう、を催してその恩に感謝することとなったといい伝えられる。

即ち、夜十時頃より、青年の丹精こめたすかし彫りの紙細工を灯籠に張り、中に火を入れ、これを婦人の装束をした青年が頭に戴き、各町をねり歩き氏神の境内に集る。そして域内を音頭につれて廻り歩く、この時の音頭は、歌の種類によって其の曲が違っているが、太鼓のリズムにあわせて歌う

ことは同じである。十才前後の少女が友仙の小袖を着て、花笠をかぶり、音頭に合わせて踊る。これを「燈籠踊り」とも「赦免地踊り」ともいい、又「御繪旨祭」とも言って、村の年間行事の一つになっている。（下線筆者）

「これを…」が指すところが、青年が燈籠を被って練り歩くところか、少女が花笠を被って踊るところなのか、一見すると微妙なところである。さらに、巻末のグラビア頁では、「赤小袖をきた踊り子」と「燈籠の行列」のキャプションがつけられた写真があり、「踊り」は燈籠ではなく少女のものである印象が強い。このような表現は、年代未詳であるが、館林市立図書館蔵「赦免地踊縁起書」にも一致する¹²⁾。

青年の丹精に成れる透し彫りの紙細工を燈籠に張り中に火を入れ 婦人の風俗を爲せし青年はこの燈籠を頭に戴き各町々より練り歩き氏神境内に集ひ音頭につれて廻りを歩く 又此の音頭は歌の種類に依りて其の曲を異にすれども鼓を鳴らし節面白く謠ふこと一様なり 十歳前後の少年少女友仙の小袖を着花笠を冠りて音頭に合せて踊る之を燈籠踊とも赦免地祭とも唱へ又御繪旨祭とも称し里人の意気込み大なり
(部分)

先述の本田安次も、燈籠踊よりも芝居が優先してしまっている様子を示唆している。

次に俄風の芝居。舞臺には、部屋の中をあらはした書割りが下る。夫婦喧嘩を題材にしてゐる。

次に燈籠がまはりかけたが、舞臺の

幕があいたので、そのまゝひつこんで休んでしまふ。舞臺は俄芝居。男女が寝てゐる所に泥棒が入るところ。

(下線筆者)

地元の人々にとっての実感はおそらく、手間暇のかかる部分にこそ、思いが詰まるものであろう。燈籠踊については、透かし彫の製作には非常に時間がかかるが、燈籠着には特に練習を必要とする部分はない。つまり燈籠踊には、芸能としての「踊」の要素がほとんどない。一方、昭和5年に新たな振り付けをすることで復興した少女の踊りは、地域をあげての取り組みである。10人ほどの小学生が踊りを習得するには相当な練習が必要であり、さらには保護者の協力も欠かせない。

その一方で、燈籠踊も少女の踊りも、八瀬に伝わる音頭に従うことが共通している。したがって、音頭という軸がしっかりしている以上、踊りの主役が燈籠から少女に移行しても、地元ではそれほど違和感がなかったのではないだろうか。

3. 『日次紀事』からみる燈籠

八瀬赦免地踊の成立は、伝承によれば秋元但馬守が逝去した正徳4年(1714)から数年を経た時期とほぼ特定される。したがって、八瀬赦免地踊に燈籠踊が取り入れられた背景については、近世期の踊りと燈籠の様相を確認することが一つの手段である。

ここでは、延宝4年(1676)の黒川道祐著『日次紀事』の記載から、近世期の年中行事における燈籠のありようを確認す

る。

(1) 中元に灯す燈籠

『日次紀事』では、燈籠や燈籠踊の記載が7月に集中している。

1日 燈籠、盂蘭盆会(懸^ル燈籠^ヲ毎夜点^ス灯火^ヲ)

13日 燈籠

14日 燈籠

15日 燈籠、燈籠躍(岩倉、花園)

16日 燈籠、燈籠躍(岩倉長谷)

17日 燈籠(大坂東西本願寺燈籠)

他 売^ル截子燈籠、台燈籠、金燈籠、草挑燈、小行燈^ヲ

また、7月にはいと、街で燈籠が売られるのが通例であり、その燈籠は中元(陰暦7月15日)の夜に灯すものであった。

1日 燈籠 自^リ今日^ニ街市売^ル燈籠^ヲ

他 ○街市売^ル大鼓団扇大小^ノ木刀加伊羅木三尺手巾奇特頭巾作^リ鬚金銀薄^ノ紋所等^ヲ是^レ兒童踊躍所^ニ用^ル之具^{ナリ}也
売^ル截子燈籠台燈籠金燈籠草挑燈小行燈^ヲ是^レ皆^ニ中元^ノ夜所^ニ点^ス灯^ヲ也

中元とは道教の習俗で、上元(1月15日)、中元(7月15日)、下元(10月15日)の三元のひとつである。中元は地獄を司る地官の生誕を祝い、死者の罪などが許されることを祈って、火を焚くものとされた。この中元の習俗が仏教の盂蘭盆会与習合し、仏に物を供え、死者の霊の冥福を祈るようになったともいわれている。『実隆公記』の延徳2年(1490)7月15日条に「中元祝著之儀如^レ例、滋野井、頭中將等在^レ座、及^レ晚看經、念佛拋萬事、入^レ夜向^レ水念誦等

及深更」とあり、中元は万事をなげうって念仏をすべき日とされ、經典の黙読に始まり、夜になると香水を供えて念仏や經文読誦を深夜までおこなったことがわかる。このように、少なくとも15世紀には中元に念仏する儀礼として定着していたことがわかる。

道教の習俗では中元ではなく、天官の生誕を祝う上元に燈籠（提燈）を灯す。『日次紀事』では、7月14日から24日（もしくは晦日）までの夜、家々で中国の上元でみられるような灯火を灯し、男女が踊りを踊ったという。つまり、日本では、上元の燈籠は中元の儀礼と習合された形で受容されていたことがわかる。その受容の時期については、次節に譲る。

14日 踊躍 洛内外自_リ今夜至_テ二十四日或_ハ晦日_ニ戸々点_ス灯火_ヲ如_シ中華上元_ノ夜_ノ少年_ノ男女為_ス踊躍_ヲ

（2）寺院や禁中で灯す燈籠

『日次紀事』には、寺院の門前で7月1日に高木や立てた柱の高いところに燈籠を吊って毎晩灯す。これを上燈籠といい、盂蘭盆会の行事として15日までおこなう。また、ところによって24日や晦日までおこなうとされる。現在でも、右京区水尾の円覚寺では、盆燈籠を立てているが¹³⁾、このような風習がこの時期にはすでにあったことがわかる。

1日 盂蘭盆会 自_リ今日_ニ至_テ十五日_ニ俗_ニ称_ス盂蘭盆_ト又專_ラ称_ス盆_ト諸寺院門前樹頭或_ハ別_ニ建_テ柱_ヲ以_テ高_ク懸_ク燈籠_ヲ毎夜点_ス灯火_ヲ是_ヲ称_ス上燈籠_ト依_リ処_ニ到_テ二十四日或_ハ晦日_ニ

而止

盆の燈籠の習俗として、『日次紀事』には禁裏の燈籠の記載がある。7月13日に、禁裏の女中、親王家、摂関家、諸家、東西の本願寺が燈籠を禁裏に献上し、14日に諸人が禁裏の庭に入って禁裏殿上の燈籠を見ることが許されたというものである。15日も同様に閲覧できた様子で、16日には、それらの燈籠の多くを諸家に下賜したという。

13日 燈籠 今日 禁裏_ノ女中親王家摂関家并_ニ諸家東西_ノ本願寺被_ル献_セ燈籠_ヲ於 禁裏_ニ

14日 燈籠 今日 禁裏殿上_ノ之燈籠被_ル許_サ諸人 入_テ御庭_ニ窺_ヒ見_ル之_ヲ被_ル用_ヒ燈籠_ヲ起_リ于後堀川_ノ院寛喜前後_ニ至_テ今_ニ以為_ス故事_ト東西本願寺_ニ自_リ今夜_ニ至_テ明夜_ニ数多_ノ燈籠_ニ今点_ス火_ヲ

16日 燈籠 禁裏十四日十五日所_レ被_ル用_ヒ之燈籠多_ク今日頒_チ賜_フ諸家_ニ

『日次紀事』では、このように禁裏で燈籠を祭るのは、寛喜年間の頃からだとして、藤原定家の『明月記』を引用している。『明月記』の寛喜2年（1230）7月14日条には「近年民家今夜立_ニ長竿_ニ、其鋒付如_ク燈樓_ノ物〈張紙〉、舉燈、遠近有_レ之、逐年其數多、似_ク流星人魂著錦_ノ」とある。紙を張った燈籠を長い竿の先に吊って立て、夜に灯すことが流行している様子が記されている。定家は、流れ星や人魂、きせわた¹⁴⁾に似ているとしている。

15日 燈籠 凡_ソ中元_ニ用_ル燈籠_ヲ起_リ於後堀川_ノ院寛喜前後_ニ至_テ今_ニ相承_テ以為_ス故事_ト藤_ノ定家卿名月記_ニ曰

寛喜二年七月庚寅十四日近年民間ニ
今夜建^テ長竿^ヲ其^ノ末梢ニ設^ケ燈籠^ヲ
貼^シ紙^ヲ拵^ク燈^ヲ遠近共ニ倣^シ之ニ似^タ
リ流星^ニ

(3) 本願寺の燈籠

『日次紀事』では、7月13日に東西本願寺が燈籠を禁裏に献上し、14・15日の夜に東西本願寺で燈籠が灯されるとある。

また、大坂の東西本願寺¹⁵⁾でも、17日の夜に燈籠が数多飾られ、多くの人が参詣したとある。

17日 燈籠 今夜大坂東西本願寺燈籠
諸人羣^リ觀^ル

正月と盆に祖霊を祀るのは、日本古来の祖霊信仰であり、それが仏教と習合して仏教行事のように思われてきた。日本で習合したものであるから、仏典にその説明がないのは当然である。

お盆に祖霊が帰ってくるという思想は、お盆の迎え火、送り火に通じ、また家の門に立てられた盆の燈籠は祖霊の依代になるとか目印になると考えられている。しかし、仏教のいずれの經典にも、そのような記載はない。中国で成立したとされる經典(いわゆる偽經)である「盂蘭盆經」が、お盆の習俗の典拠されることがあるが、嚴密には施餓鬼会の典拠であるにすぎない。「盂蘭盆經」が説くところでは、釈迦の十大弟子の一人、目蓮尊者が亡くなった母が地獄(餓鬼道)で苦しんでいる姿を見て、釈迦から、それを救うために安居の最後の日すべての比丘に食べ物や施す必要があると説かれ、実践したというもので、盆の時期に祖霊を迎えるという考え方は示されて

いない。

むしろ、宗派によっては、盆に祖霊が帰ってくるという思想を否定している。たとえば浄土真宗では、死者は浄土に往生すると、もう祖霊としては、二度とこの世に帰ってこない。ただし、往生した者が、阿弥陀仏と同体となり、あるいは阿弥陀仏の力で菩薩となり、この世に帰って衆生を導く還相回向という思想がある。これは、盆の時期に関わらず、常に行われるものであり、盆の送り、迎への行事とはそぐわない。なお、浄土真宗における往還二回向とは、この往相回向と、還相回向からなる。還相回向とは、阿弥陀仏が自ら積んだ功德を、すべての人にも施して、ともに往生しようとする往相回向、自ら積んだ功德を、すべての人にも施して、ともに往生しようと願うものである。

つまり、浄土真宗では、お盆には亡くなった人を思うことをご縁としつつも、祖霊に対してお経をあげるのではなく、阿弥陀仏を讃え、仏法の教えを守る機会として、法会をしているのである。したがって、燈籠を飾るのも、祖霊に対するものではなく、阿弥陀仏の莊嚴のひとつとして、飾られていると考えられる。

福岡県の仏具業者によれば、同じ浄土真宗といえども、浄土真宗本願寺派(西)と真宗大谷派(東)では切子燈籠(切籠燈籠)が違うという。西は、切子面の頭は白一色、頭に花飾り、頭上部の冠は赤色、紙飾りの先端は切り抜きであるのに対し、東は、切子面の頭は紺と赤の染め分け、頭上部に彫刻、紙飾りの先端は筒状である¹⁶⁾。

なお、広島市で見られる盆幡・盆燈籠

は、盆の墓参りで、墓地に死者を供養するための幡や燈籠を立てる風習で、安芸門徒が始めたとされる。しかし、墓地を管理する寺が教義に反するとして認めない場合もあり、門徒といえども、祖霊信仰の影響を否定できず、浄土真宗の教義との整合が難しいことがわかる¹⁷⁾。

(4) 上元の燈籠と盆の燈籠の習合

このように、そもそも道教の上元に燈籠を灯す習俗と、同じく道教による中元に死者の贖罪を祈る習俗が、日本では盆の時期の習俗として習合した。盆に中元として燈籠を吊ることは、盆に祖霊を迎えることを否定する浄土真宗においても受容できることであったと考えられる。

一方で、盆(中元)に、祖霊を迎えるという考え方に基づく、祖霊の目印として燈籠を吊るという考え方も存在している。

4. 『日次紀事』からみる踊り

燈籠の様相を整理したところで、ここでは『日次紀事』から、踊りのありようを確認したい。

(1) 踊りの諸相

踊の記載についても、燈籠と同様に7月に集中し、踊躍(おどり)、念仏踊、児女踊躍、地藏躍、燈籠踊、題目躍の6つの踊りが立項されている。なお、これ以外には、12月に節季候の項目で踊があるが、これは皆で踊るものではなく、民間宗教者が演じる踊りであって、性質が違う。7月に踊りが集中することは、踊りが「盆の踊り」

であることを示すと考えられる。また、「七夕の踊」も盆の踊りの一種といわれている。

14日の念仏踊の項目には題目踊も含まれ、16日の題目踊の項目には念仏踊が含まれていることから、黒川道祐は両者は呼称は異なるものの、同種の踊りであると認識していたと思われる。

- 7日 ・踊躍(児女、撃^チ太鼓)
- 14日 ・踊躍(至^テ二十四日或^ハ晦日、少年^ノ男女)、
・念仏躍(川合村、一乗寺、修学寺村)
- 15日 ・児女踊躍(児女、撃^チ太鼓)、
・地藏躍_リ(幡枝)、
・燈籠躍(岩倉村、花園村)
- 16日 ・題目躍(松^ヲ崎村、川合村)、
・燈籠躍(岩倉長谷村)
- 20日 ・田中光福寺六斎念仏(僧徒撃^チ太鼓^ヲ催^ス念仏^ヲ)
- 他 ・売^ル大鼓団扇大小^ノ木刀加伊羅木三尺手巾奇特頭巾作^リ鬚金銀薄^ノ紋所等^ヲ(児童踊躍)
- 12月22日 ・節季候(入^リ人家^ニ庭上^ニ催^シ躍^ヲ乞^フ米錢^ヲ)

このうち、7月7日の踊りは、七夕の児女の踊りである。七夕に少女たちが、帯を纏にして、太鼓を打って踊ったもので、15日にも七夕と同じように踊りを催した。この七夕踊は、江戸初期から中期にかけて流行し、小町踊とも呼ばれた。随筆『還魂紙料』(1826)に所収の「絵本をどりづくし」によると、「小町踊」の行列は、紅絹^{もみ}の鉢巻に花を挿し、振袖姿に着飾って女帯の折り纏を掛けた少女たちが、平型の太鼓を塗り

撥で打ち、地拍子八、歩行五拍子で歌い踊り町内を練り歩き、その傍らを腰元等が日傘や布袋図柄の団扇を手にしにかけて随行したものだという。しかし、随筆『嬉遊笑覧』（1830）では、小町踊について「古画をみるに」として引用していることから、『還魂紙料』が成立した頃には、すでに下火になっていたと思われる。

7日 踊躍 今日洛下ノ兒女結^レ帯^ヲ為^ニ之
禪^ト擊^チ太鼓^ヲ催^ス踊躍^ヲ

15日 兒女踊躍 洛下ノ兒女今日モ亦擊^チ太鼓^ヲ催^ス踊躍^ヲ同^ニ于七夕ノ式^ニ

『還魂紙料』 案に七夕踊（タナバタヲドリ）とて別にあるにあらず。少女の人情に盆を待かねて、七夕よりをどる故の名なるべし

『嬉遊笑覧』 古画をみるに小娘ども美しく出立、手すきかけ鉢巻し作り花を挿、小大鞆を持つちはやし、輪にならびて廻りながら歌うたふ躰なり

14日から24日（または晦日）にかけての踊りは、家々に灯火（燈籠か）を灯す。これは、中国の上元節の夜に燈籠をともしている様子に似ているという。踊る人は、十四日の条には「男女」とあり、月末のその他の記載には「大人小兒」つまり大人も子供もとある。街頭で踊りを催すほか、列を組んで仲間内の家の前に行き、そこで大いに踊ることもあり、これを懸^{かけおどり}踊という。掛けられた家の人が再び踊りを催した場合、そこに行って再び踊る。これを返^{かえし}という。

14日 踊躍 洛ノ内外自^リ今夜^ニ至^テ二十四日^ニ或^ハ晦日^ニ戸々点^ス灯火^ヲ如^シ中華上元ノ夜^ノ少年ノ男女為^ニ踊躍^ヲ

他 ○自^リ十四日^ニ至^テ晦日^ニ入^レ夜^ニ大人小兒街頭ニ催^ス踊躍^ヲ或^ハ又各催^ス同列^ヲ到下^テ所^ノ相知^ル之家^ニ而大ニ為^ニ踊躍^ヲ是^ヲ謂^フ懸^ト其^ノ所^レ被^レ掛^ケ之家再^ビ催^シ踊^ヲ往^テ而酬^レ之^ニ是^ヲ称^ス返^ト又入^レ夜^ニ民間請^シ僧^ヲ使^シ擊^タ六斎太鼓^ヲ或^ハ歌念仏或^ハ説經解任^レ意^ニ而請^ス之^ヲ

（2）念仏踊と題目踊

念仏とは、「南無・阿弥陀仏」つまり阿弥陀仏に帰依するという意味の言葉を唱えるもので、浄土教系の仏教の基本的な祈りの形である。法華宗（日蓮宗）では、題目唱和といい、法華経すなわち妙法蓮華経の題目を唱えることが基本的な祈りの形であり、「南無・妙法蓮華経」と唱える。それらを唱えながら踊るというのが、念仏踊であり、題目踊である。ただし、発音や節回し、踊りの所作などは、地域によってそれぞれ発展し、まったく別の芸能となっている。史料では、名称のみの記載が多く、詞章や節回し、所作などに言及されることは珍しい。名称から想定される芸態には、限界がある。

『日次紀事』では、十四日に、高野川と賀茂川が合流する川合つまり下鴨村と一乗寺村では、念仏踊があったとしている。修学院村では、老女が題目を唱える中で踊りしており、「題目踊」と呼んでいたことが分かる。十六日は、松ヶ崎村で老若男女が題目を唱え、踊る「題目踊」がある。また、川

合村（下鴨村）でもまた念仏踊があるという。

14日 念仏躍 川合村一乗寺^{ニモ}亦有^リ念仏躍^ニ修学寺村中^ノ老嫗唱^ス法華題目^ヲ作^ス躍踊^ニ是^ヲ謂^フ題目躍^ト

16日 題目躍 今夜北山松崎^ノ男女老少口^ニ唱^テ法華題目^ヲ為^ス躍踊^ニ是^ヲ謂^フ題目躍^ト今夜川合村^{ニモ}亦男女唱^テ念仏之号^ヲ為^ス躍踊^ニ

このほか、地藏踊というものもあった。15日と16日は、岩倉の幡枝村で地藏踊があり、その背景として火伏せの神である愛宕神の本地仏が地藏菩薩であることから、火難を免れることを祈ったとしている。ただし、地藏踊の芸態は不明である。

15日 地藏躍^リ 今夜^{ヨリ}至^テ明夜^ニ幡枝地藏躍^リ凡^ソ於愛宕山地蔵権現有^{下リ}鎮^{ムルノ}火災^ニ之誓^ヒ此^レ処^ノ人^モ亦祭^リ之^ヲ祈^ル免^{レンコトヲ}火難^ニ

(3) 燈籠踊

15日に岩倉村と花園村で、16日には岩倉長谷村で燈籠踊があるという。岩倉村、花園村では、少女が大きな燈籠を頭上に載せ、八幡社の前に集まって、男子が太鼓と笛を演奏したという。岩倉では、八幡社（石座神社のことか）の踊りの後、観音堂でも踊り、その後に烟火すなわち花火をあげたという。花火は16日の長谷村でも燈籠踊のあと、花火があった。これらの燈籠は、踊る少女の家で、春の初めから作るもので、その間、作る様子は互いに秘密にしていたという。

15日 燈籠躍 洛北岩倉花園両村少年^ノ女子各^ノ載^キ大^{ナル}燈籠^ニ各^ノ聚^リ八幡^ノ

社^ノ前^ニ而男子擊^チ太鼓^ヲ吹^キ笛^ヲ勸^ム踊躍^ニ是^ヲ謂^フ燈籠躍^ト又於^ニ岩倉觀音堂^ノ前^ニ作^ス踊躍^ニ兩処共^ニ踊躍^ノ後村人点^ス烟火^ヲ烟火倭俗^ニ謂^フ花火^ト所^レ戴^ク頭上^ニ之燈籠^ハ踊躍^ノ女子^ノ家々自^リ春初^ニ又製^ス造^ス之^ヲ互^ニ秘^ス其^ノ所^レ作^ル之模様^ヲ

16日 燈籠躍 今夜岩倉長谷^{ニモ}亦作^ス燈籠躍^ニ花火等^ノ之儀同^シ于前夜^ニ

現在、岩倉、花園、長谷では燈籠踊は伝えられていない。しかし、燈籠踊が伝わる八瀬や久多は、これらの地域と比較的関りを持ちやすい地理関係にあるといえ、影響を受けた可能性が考えられる。

(4) 六斎念仏などの踊り

夜に、僧侶を呼んで六斎太鼓を打たせたり、歌念仏や説経解を催したり、それぞれの都合にあわせて民間宗教者を呼ぶという。

『日次紀事』では、これらについて、盆の踊りと同じ項目のなかで説明していることから、黒川道祐は、盆の行事として同類のものとして考えていたと思われる。つまり、踊りがもともと念仏を母体とし、踊念仏へと展開したものであること、盆に祖霊を祀るために念仏や囃子を行っているということを示しているのであろう。

他 ○自^リ十四日^ニ至^テ晦日^ニ入^レ夜^ニ大人小兒街頭^ニ催^シ踊躍^ニ或^ハ又各催^シ同列^ニ到^テ所^ノ相知^ル之家^ニ而大^ニ為^ス踊躍^ニ是^ヲ謂^フ懸躍^ト其^ノ所^レ被^ル掛^ケ之家再^ヒ催^シ踊^ヲ往^テ而酬^ユ之^ニ是^ヲ称^ス返^ト又入^レ夜^ニ民間請^シ僧^ヲ使^シ擊^ク六斎太鼓^ヲ或^ハ歌念仏或^ハ説経

解任_レ意_ニ而請_ス之_ヲ

子供の仮装の踊り。子供たちの踊りには、太鼓、団扇、大小の木刀、三尺の手巾、奇特の頭巾、作り鬚、金銀箔の紋所を使用し、これらは市場で売っているという。木刀は、柄に梅花皮^{かいらぎ}と呼ばれるエイの皮が張ってあるもので、しっかりした造りのものらしい。三尺の手巾、奇特の頭巾の詳細は不明。作り鬚や、紋付の衣装など、成人した男性の風体を基本とした仮装である。これらが、盆の踊りに共通するものなのか、また独自の演目によるものなのかは、不明である。

他 ○街市売_ル大鼓団扇大小_ノ木刀加伊羅木三尺手巾奇特頭巾作_リ鬚金銀薄_ノ紋所等_ニ是兒童踊躍所_ニ用_ル之具_{ナリ}也

(5) ハネツ踊

江戸後期には、現在の山科区の一部の小野村で、盆に「ハネツ踊」という地蔵巡りの踊りがあった。これは、豊年が間違いないと思われる年に限り、12～13才の男子が7～8人ほどで踊る。17日の夜、醍醐村の一言観音へ奉納かたがた参詣し、その後、22日朝から23日にかけて、六地藏村・上音羽村・桂村・山科郷四宮村・壬生村の5か所の地蔵、若者が小児を連れて参詣し、ハネツ踊も催した。

明治初年頃、はねず踊りの復興が申請された文書が伝わっており、その詳細がわかる¹⁸⁾。

[竹本家文書] 年未詳七月三日

乍_レ恐奉_ニ願_上一口上書

一、当村方従_レ前ハネツ踊ト唱、十二、三

歳計男子供七八人程相揃、年柄ニ寄りてハ、地蔵巡り令_レ申_ニ盆中_ニ、若年成者供催し致し候事共有_レ之候処、十四五年此方年柄モ不_レ宜、中絶致し罷在候処、当年ハ順気も宜く遣哉、豊作之年柄ト奉_レ存候ニ付、村方小前若年之者共大悦仕、夫ニ付従前之通り、ハネツ踊相催候て、来ル十七夜、醍醐村一言観音へ奉納旁参詣仕度、其後地蔵祭ニハ相巡り度由、願出候ニ付、仍_レ之乍_レ恐奉_ニ窺_上候。地蔵巡りト申ハ左通り、六地藏村・上音羽村・桂村・常盤村・御菩薩池村・四宮村、此等ニ地蔵有_レ之候ヲ、老若不_レ限母(毎)年七月廿二日三日参詣仕候事ニ御座候。此内来ル廿二日朝より廿三日両日ニ、右六地藏村・上音羽村・桂村・山科郷四宮村有_レ之候地蔵四ヶ所、其外落(洛)西壬生村地蔵、都合五ヶ所、若年成者共小児相連、右踊ヲ催俵合之ため、参詣仕度奉_レ存候。

尤其砌、道筋順路村之[]て、右踊所望計相願候ハハ、所々ニて催しヲ仕度、其外隣村近辺之所、別段所望被_レ願候ハハ、夕方より参り只[]之間[]

[]間、八朔近之所、格別夜深ニ不_レ相成、且翌日 稼之差支被_レ成不_レ申様、決而大業成儀、且物之□ヶ間敷義、決而為仕申間敷、随分質素ニ可_レ仕旨、若か者共え急度申付置候へハ、何卒右願之通、御念ヲ以、御聞済可_レ被_ニ成_下候ハハ、難_レ有奉_レ存候。以上。

七月三日 庄屋

年寄

御出張所

お役人中様

現在、小野の随心院で3月に行われている「はねず踊」は、かつてハネツ踊で歌われていたと伝わる歌詞（小野小町のもとに深草少将が百夜通いをしたことを題材にしている）をもとに、昭和48年（1973）、大橋博氏の作曲、森本博子氏の振付で少女の踊りとして再生し、薄紅色である「はねず」を象徴する梅が咲く頃、つまり3月に行うようになったものである。

（6）盆の踊りとしての燈籠踊

盆の月の踊りは、江戸初期から中期にかけて、7日～15日に少女の七夕踊があり、それとは別に15日～24日もしくは30日の間、念仏踊や題目踊そして燈籠踊があった。

念仏踊、題目踊、燈籠踊は、日程からみても祖霊を迎え、送るための踊りであると考えられる。そこで、燈籠踊が踊られることは、祖霊を迎え、送るための目印としての燈籠との関係をうかがわせる。

5. まとめにかえて

八瀬赦免地踊について、明治期以降の言説を整理したところ、その全貌が明らかになったのは昭和28年（1953）の井上頼壽の報告以降であることがわかった。八瀬赦免地踊の芸能史上の評価は、本田安次らによって、室町小歌の影響が残る音頭、音頭にあわせて風流燈籠が櫓を廻る（燈籠踊）、燈籠踊の合間に余興の芝居が行われる番組構成にあるとされた。音頭衆が登る櫓（座）は、鉄扇節や紅葉音頭が取り入れられた際の名残であると思われるが、それらの節は

八瀬では廃れた。また、昭和5年（1930）に松本佐多によって振り付けられた少女の踊りも、もともと同様の踊りがあったとも伝えられていた。

近世初期には、踊りも燈籠も、盆に祖霊を迎え、送るためのものとして特化されたものであった。すなわち、赦免地踊りで燈籠踊が取り入れられたのは、亡くなった秋元但馬守への報恩感謝を表すもので、盆の燈籠や燈籠踊を意識的に取り入れられたものといって差し支えない。ただ、それがなぜ秋に行われるようになったのかは、未詳のままである。

註

- 1) 八瀬天満宮社の境内社として、秋元社のほか、山王社（祭神・八大龍神）、岩上社（祭神・天武天皇）、八幡社、六折社（祭神・猿田彦神）、幸神社がある。（『京都府愛宕郡村志』京都府愛宕郡、1911年）
- 2) 『京都の祭り・行事―ふるさと伝統行事を伝える』京都ふるさと伝統行事普及啓発実行委員会編・発行、2019年、26頁に簡単に紹介している。
- 3) いわゆる三番叟とは、式三番において3番目に上演される猿楽を指す。前半は面を付けずに力強い足拍子が特徴の揉ノ段、後半は黒式尉の面をつけ鈴を振る鈴ノ段の構成。歌舞伎や人形浄瑠璃にも取り入れられ、特に開演にあたって演じられる演目である。八瀬赦免地踊では、通常三番叟とは芸態は全く異なるものの、開演を告げる演目として名前だけが伝えられてきたのであろう。
- 4) 昭和27年3月（第1次）から昭和29年3月（第5次）まで、全国から芸能関係113件、工

芸技術関係46件が選定された。京都市の芸能関係は、壬生大念仏、蹴鞠、閻魔堂狂言(千本)、京都の六斎念仏(吉祥院・桂・久世)、八瀬赦免地踊、祇園祭の6件。(俵木悟氏の御教示による)

- 5)「八瀬赦免地踊」は、昭和58年6月1日、京都市無形民俗文化財(民俗芸能)に登録された。以下、『京都市の文化財―京都市指定・登録文化財』第1集(京都市文化観光局文化財保護課、1983年)に掲載の解説文を引用する。

八瀬赦免地踊は、秋元神社の10月10日の祭りに演じられる芸能で、宝永4年(1707)に山門と八瀬村との間に山堺相論が起こった際、老中秋元但馬守が八瀬村に有利な裁決を行ったことから、この秋元但馬守喬知を祭神とする祠を建て、赦免地祭を行ったと伝えられるところからこの名がある。

この踊りは別に燈籠踊りともいわれるように、中心となるのは切子燈籠である。この燈籠は動物などの図柄を透し彫りにして精巧につくったもので、現在4つの花宿から各2基、計8基が出るのである。

そして、この切子燈籠を頭に載せた女装の男子(燈籠着)8名とその警固役、美しく化粧した少女の踊子約10名、新発意2名、太鼓打1名、太鼓持2名、音頭取の一団が、夜に各花宿から伊勢音頭を囃しながら集まり、行列を整えて秋元神社へ向かう。神社の石段にかかる「道歌」を歌い、燈籠着が境内の台座のまわりを巡り、次いで仮屋の舞台で踊子が「潮汲踊」から「狩場踊」に至る数々の踊りを演じるものである。踊りと踊りの間に俄狂言をはさむ点は古態を示すものであり、また切子燈籠や音頭に室町時代の風流踊りの面影を残していて貴重である。

- 6) 昭和5年(1930)の『民俗藝術』3巻11号に掲載された八瀬村役場が執筆した「赦免地踊―京都府愛宕郡八瀬村―」に対するK生(編集者の小寺融吉か)によるコメントに、「赦免地踊の事は、古書にも見えぬ。少くも、つぎねふ、洛陽名所集、京童、京童跡追、近畿歴史記、山城名跡巡行志、京師巡覧集、都名所

草、雍州府志、日次記事にも見えぬ。近年の俚謡集二巻に、愛宕郡の繪子祭燈籠踊歌として報告してあるものは、即ちこゝに掲げた赦免地踊の歌である。」とある。なお、俚謡集二巻とは、大正4年(1915)の高野斑山・竹野紫葉編の『俚謡集拾遺』であろう。

- 7) 秋元但馬守が八瀬を巡見に訪れたのは宝永6年(1719)7月4日、老中の連署の裁許状の発給日も宝永7年(1710)7月12日であり、秋元但馬守が逝去した日は正徳4年(1714)8月14日である。
- 8)「去年明治神宮へ奉納の際」とあるので、昭和6年(1931)10月の訪問記であることがわかる。
- 9) 昭和27年以降、平成16年までの主な出演記録は以下の通り。昭和34年8月7日、皇太子殿下京都御所御滞在中、大宮御所の御庭にて御覧に供する。昭和39年10月18日、オリンピック東京大会芸術展示「民俗芸能大会」上野文化会館において出演。昭和41年11月7日、皇太子同妃両殿下、京都御所御滞在中、御旅情をお慰めするため大宮御所の御庭にて御覧に供する。昭和45年3月15日、万国博覧会「民俗芸能大会」に選抜され、大阪府千里ヶ丘会場において出演。昭和61年11月22日、第1回国民文化祭(「NHK」)に出演。昭和63年7月30日、瀬戸大橋開通記念式典に出演。平成16年8月21日、天皇皇后両陛下下京都行幸啓の折、京都御所の中庭において天覧に供する。(八瀬郷土文化保存会提供)

なお、近年では平成30年3月15日、下賀茂神社での奉納がある。

- 10) 本田安次『本田安次著作集 日本の傳伝統藝能 第13巻 風流Ⅳ』錦正社、1996年に所収の「八瀬の赦免地踊」より。
- 11) 昭和41年(1966)の日本放送協会編『日本民謡大観(近畿篇)』(日本放送出版協会)に、「赦免地踊(山城国愛宕郡八瀬村)」として「道歌」「汐汲踊」「狩場踊」「茶摘踊」「忍び踊」の5曲を採譜し掲載している。また、その解説文も充実した内容である。
- 12) 平成29年(2017)に改定出版された『秋元家の歴史と文化―館林藩最後の城主 改訂版』



註12)「赦免地縁起」(撮影・館林市教育委員会文化振興課)

- (館林市教育委員会文化振興課)に紹介されている。「赦免地踊縁起書」(29.5×58cm)館林市立図書館蔵。
- 13) 水尾では重要無形民俗文化財「京都の六斎念仏」のひとつ「円覚寺六斎」が伝承されている。8月7日、円覚寺(浄土宗)の前に高さ10mほどの棹を立て、燈籠1基を吊る。燈籠を片付けるのは8月31日で、その間、毎晩住職が灯す。燈籠はオショウライ(祖霊)が帰って来る目印であるという。近年は7日、31日を基本としながらも、人手を確保しやすい土日曜日に作業をしている。六斎念仏は、8月14日、16日、地蔵盆に行っているが、かつては8月7日と31日にも行っていた。(2015年8月調査)
- 14) 着綿(きせわた)とは、重陽の日に、菊の花に黄色の真綿を載せ、翌朝に朝露を含んだ真綿で体を拭うという習俗。また、その真綿のことを指す。
- 15) 大坂の東西本願寺とは、西が本願寺津村別院(北御堂)、真宗大谷派難波別院(南御堂)である。
- 16) 「お仏壇のまごころ」(福岡県大川市の仏具店のブログ <https://ameblo.jp/magokorokawa/entry-11567000754.html>)より「切子燈籠の納入例③」(2013年7月10日付)を参照。
- 17) 岡田裕美「物質文化としての盆灯籠—広島市とその周辺を事例として—」(2015年3月29日、京都民俗学会第276回談話会(第2回修論報告会))
- 18) 京都市編『史料 京都の歴史 11 山科区』(平凡社)より。資料番号[小野村—51]。

参考文献

- 1886・1887「町村沿革取調書 愛宕郡八瀬村」(京都府立京都学・歴彩館蔵)
- 1911 湯本文彦著 京都府愛宕郡役所編『京都府愛宕郡村志』京都府愛宕郡(1970 大学堂書店より復刻)
- 1930 八瀬村役場「赦免地—京都府愛宕郡八瀬村」『民俗藝術』3巻11号(神事舞解説)
- 1935 小堀徳子「八瀬赦免地祭を見る」(小堀徳子『山居』人文書院)
- 1953 井上頼寿「赦免地踊」『京都郷土藝能誌』京都市役所
- 1975 「八瀬赦免地踊」『京都の民俗芸能』京都府教育委員会編・発行
- 1977 『八瀬校百年史』八瀬小学校創立百周年記念事業実行委員会
- 1979 「秋元神社」『日本歴史地名大系 27 京都の地名』平凡社
- 1983 「八瀬赦免地踊」京都市文化観光局文化部文化財保護課編・発行『京都市の文化財 第

一集』

- 1988 京都市編『史料京都の歴史 11 山科区』平凡社
- 1996 本田安次「八瀬赦免地踊」(本田安次『本田安次著作集 日本の傳伝統藝能 第13巻 風流IV』錦正社, 1996)(調査年は1964年)
- 2000 『叢書京都の史料 4 八瀬童子会文書』
- 2012 沼田愛「学外実習調査報告—八瀬の赦免地踊の組織の現況」『アジア文化史研究』12号
- 2012 梅木喜寛「京こよみ・秋 八瀬赦免地踊」『京』vol.173(日本新葉)
- 2014 福持昌之「八瀬天満宮社例祭」『京都 剣鉾のまつり調査報告書2 民俗調査編』京都の民俗文化総合活性化プロジェクト実行委員会
- 2017 『秋元家の歴史と文化—館林藩最後の城主改訂版』館林市教育委員会文化振興課
- 2019 『京都の祭り・行事—ふるさとの伝統行事を伝える』京都ふるさと伝統行事普及啓発実行委員会
- 2019 石井久美子「四季彩祭 10月13日 八瀬赦免地踊り」『スタイルアサヒ』Vol.120

映像・音声資料

- 1982 『八瀬赦免地踊』〈16mmフィルム, 15分, 京都映画社制作〉(京都市文化観光局)
- 2006 「八瀬赦免地踊」〈DVDビデオ, 4分〉(『左京を彩る伝統絵巻』京都市左京区役所区民部総務課)
- 2014 『八瀬赦免地踊 普及啓発編』〈DVDビデオ, 34分, CNインターボイス制作〉(京都府文化遺産活用事業推進実行委員会)

付記

本稿は, 平成26年(2014)のDVDビデオ『八瀬赦免地踊 普及啓発編』の製作に当たって収集した資料を中心にまとめたものである。その成果として, 平成28年(2016)9月10日のアスニー京都学講座「八瀬赦免地踊—霊を祭る燈籠と踊り—」(京都アスニー)で報告した。なお, 京都学講座の当日は, 八瀬郷土文化保存会の協力を得て燈籠の展示も行うことができた。関係各位に対し, 深く感謝申し上げる。

ふくもち まさゆき
福持 昌之 (文化財保護課 文化財保護技師(民俗担当))